

介護老人保健施設 牧野ケアセンター

重要事項説明書

【介護保険施設（入所）サービス】

I 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名 : 介護老人保健施設 牧野ケアセンター
開 設 年 月 日 : 2005年 3月 1日
(2022年4月1日法人変更、事業継承)
所 在 地 : 神奈川県横浜市神奈川区菅田町1481-1
電 話 番 号 : 045-472-9111
フ ァ ッ ク ス : 045-472-9136
管 理 者 : 施設長 土基 百合子
介護保険事業所番号 : 1450280057・1450280065
(従来型) (ユニット型)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医師・看護師による医学的管理の下で、日常生活上のお世話や機能訓練等の入所サービスを提供することで、入所者様がその能力に応じた日常生活を営む事の出来るようにし、1日でも早く家庭での生活が出来るよう支援していくことを目的とした施設です。家庭復帰の際は、居宅療養に向けた環境整備等、退所時の支援も行いますのでご安心いただけます。

(3) 介護老人保健施設 牧野ケアセンターの運営方針

家庭的な雰囲気の中で、個々の利用者様の状態に合わせ医師による健康チェックやあたたかな看護・介護、機能回復訓練、健康維持のためのレクリエーションなどを行います。身体機能の維持・向上を目標とし、外出・外泊等の援助を取り入れながら、住み慣れたご家庭に復帰出来るようお手伝いさせていただくことを運営方針とさせていただいております。

(4) 介護老人保健施設の入所対象者

介護老人保健施設は、公的機関で介護保険の申請をされた第1号及び第2号被保険者の内、要介護1から要介護5の認定を受け、且つ施設入所サービスをご希望される方につき入所のお申し込みがいただけます。入所ご希望者様やご家族様には、施設利用に際しての重要事項説明を兼ねた面談及び施設見学を行なっております。その上で必要書類をご提出いただき、医師、看護師、介護福祉士、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、言語聴覚士、支援相談員等により利用前判定会議を実施し、当施設の利用が適切と判断された方が入所対象者となります。

(5) 職員体制

別紙(1)参照

(6) 職員勤務時間

早番勤務	7:00 ~ 15:30
日勤勤務	8:30 ~ 17:00
遅番勤務	11:00 ~ 19:30
	11:30 ~ 20:00
	13:30 ~ 22:00
夜勤勤務	16:30 ~ 翌9:00

(7) 入所者定員数

定 員 (従来型) 126名 (一般棟: 76名 認知症専門棟: 50名)
療養室 4人部屋 25室 (一般棟: 16室 認知症専門棟: 9室)
2人部屋 6室 (一般棟のみ)

個室 14室 (認知症専門棟: 14室)
定員 (ユニット型) 24名 (一般棟: 24名)
療養室 個室 24室 (一般棟: 24室)

II サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
 - (2) 食事（医師の指示において特別食の提供）
 - (3) 入浴（一般浴・特浴）
 - (4) 医学的管理・看護・介護
 - (5) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
 - (6) 相談援助サービス
 - (7) 理美容サービス
 - (8) 行政申請代行
 - (9) その他

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので、何かご不明な点などありましたら支援相談員までご相談ください。

III 利用料金

- (1) 基本利用料金
施設利用料金は、要介護認定による要介護度によって異なります。料金表（別紙2）をご参照ください。

(2) 食費 ¥2,100／日
(朝食580円・昼食680円・夕食680円・おやつ代160円)

(3) 居住費（滞在費）
多床室（2人室・4人室） ¥650／日（光熱水費）
ユニット型個室・準個室（個室A・個室B）
 ¥2,590／日（光熱水費・施設利用代）

(4) その他
利用者様が選定する個室料金・理美容代・アメニティセット代・日用品費・教養娯楽費などは、料金表（別紙2）をご参照ください。尚、不明な点がございましたら、支援相談員までお尋ねください。

IV 施設サービスについて

- (1) 介護保険証の確認
ご利用にあたり、ご利用希望者様の「介護保険証」を確認させていただきます。
 - (2) ケアサービス
当施設でのサービスは、利用者様が1日でも早くご家庭での生活に戻れるよう に、施設サービス計画に基づき提供されます。この計画は、ご利用者様・ご家族様（身元引受人様）の希望を十分に取り入れた上で、介護支援専門員を中心 に施設内各部署のスタッフにより協議・作成されます。内容については、ご利用者様・ご家族様（身元引受人様）への充分な説明、同意をいただいてまいります。
 - (3) 医療サービス
介護老人保健施設では、入院・通院が必要ない程度の要介護者を入所対象とし ていますが、施設内の医師・看護師により、利用者様の状態に合わせた適切な医 療・看護を行います。
 - (4) 介護サービス
施設サービス計画に基づいて実施します。
 - (5) 機能訓練
医師の指示の下に機能訓練を行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練の ためのリハビリ効果を期待したもので、機能訓練室以外での生活訓練も、機能 訓練として位置付けが成されております。
 - (6) 生活サービス
当施設入所中も、明るく家庭的な雰囲気の下で生活していただけるよう、常に利

用者様の立場を意識したサービスを提供致します。

- (7) 食事時間（原則として、食堂にてお召し上がりいただきます）
朝食 7：30より
昼食 12：00より
おやつ 15：00より（入浴日は多少提供時間が遅れることがございます）
夕食 18：00より
- (8) 入浴日
週2回。但し、利用者様の健康状態に応じて清拭となる場合がございます。
- (9) 理美容サービス
火曜日と金曜日（入所フロアによります）に理美容サービスの提供を行います。
サービス日が決まり次第、各フロアに提示いたしますので、フロアスタッフまでお申し込みください。定員になり次第締め切ります。
理美容サービス料金 ¥2,000～（月末清算となります）
- (10) 面会について
ご面会時間は、10：00～18：00となっております。ご来所の際は、1階受付にて面会簿へのご記名をお願い致します。また、感染症等予防のため、体調不良の際はご面会をお控えくださいますようご協力よろしくお願ひ致します。

V 他機関との連携

- (1) 協力医療機関

済生会神奈川県病院	横浜市神奈川区富家町 6-6	045-432-1111
牧野記念病院	横浜市緑区鴨居 2-21-11	045-933-4111
わかばデンタルクリニック	藤沢市長後 747-26	0466-90-4198
- (2) 協力医療機関への受診
当施設では、医療機関や歯科医に協力をいたしておりますので、利用者様の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしております。歯科医については、毎週水～金曜日に往診をお願いしております。
また、当施設での対応が困難な状態になった場合、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介致します。医療機関に入院となった場合は一度退所となりますのでご了承ください。

VI 緊急時の連絡先

- (1) 緊急の場合
緊急の場合は、利用契約書・第13条に基づき、記入されている方へ当施設よりご連絡をさせていただきます。
- (2) 事故発生の場合
利用者様に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者様のご家族様などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

VII 日常生活の規律

- (1) 施設の職員などの指示による日課を実施し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めましょう。
- (2) 利用者様は、外出・外泊を希望する場合は、その都度事前にサービスステーションに届けましょう。原則として、付き添い人無しでの外出はできません。
- (3) 貴重品は持ち込まないようにしましょう。紛失などの際は責任を負いかねます。
- (4) 生花や菓子類などの居室への持ち込みは一切ご遠慮いただいております。
- (5) 携帯電話のご使用は、指定された場所でお願い致します。電話機の管理は個人でお願い致します。紛失等に関しては責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (6) 利用者様、並びにご家族様（身元引受人含む）は、施設内の清潔・整頓・環境衛生保持のため、施設にご協力お願い致します。

- (7) 利用者様は、身上に関する重要事項が発生した場合は、速やかに施設長及び支援相談員に届けましょう。

VIII 施設内での禁止事項

利用者様は、次の事項を慎みましょう。

- (1) 喧嘩・口論・泥酔など他の利用者様に迷惑をかけること。
- (2) 施設利用中の喫煙。
- (3) 火気の使用及び自炊すること。
- (4) 安全衛生を害すること。
- (5) 特定の政治活動や布教活動をすること。
- (6) 金銭または物品によって、賭け事をすること。
- (7) 無断で備品の位置を変えたり、形状を変えたりすること。
- (8) お酒等のアルコール類の持込み及び飲酒。

IX その他

- (1) ご入所後に、ご本人様や他の入所者様のご病状や、施設側の設備面の事情等でお部屋の移動をお願いする場合がございます。また、それが緊急性を要する場合には、ご家族様に連絡がつかない場合でも事後報告として実施させていただく場合がございます。予めご了承ください。
- (2) 日用品には必ず名前を明記してください。紛失などの際は責任を負いかねます。
- (3) 当施設は併設サービスとして、短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防（短期・通所）を実施しております。
- (4) サービス向上の為、施設職員は施設内や外部での研修に参加しております。

X 相談窓口

当施設には、利用者様が快適に生活を送れるよう「相談窓口」として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情なども支援相談員にお寄せいただければ、施設内で速やかに対応し、改善またはご報告致します。

その他、正面玄関に設置されております「ご意見箱」もご利用ください。

電 話 : 045-472-9111
F A X : 045-472-9136
支援相談員 : 湯浅 利香・尾形 由香
対応時間 : 8:30 ~ 17:00

(前もってご連絡いただければ左記時間以外でも対応致します)

★上記の相談窓口以外にも、市区町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会にも苦情などを伝えることができます。

はまふくコール

045-263-8084

神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情窓口

045-329-3447

上記内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

年 月 日

説明者

印

同意者

印

介護老人保健施設 牧野ケアセンター

重要事項説明書

【短期入所（介護予防短期入所）療養介護サービス】

I 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名：介護老人保健施設 牧野ケアセンター
開 設 年 月 日：2005年 3月 1日
(2022年4月1日法人変更、事業継承)
所 在 地：神奈川県横浜市神奈川区菅田町1481-1
電 話 番 号：045-472-9111
フ ァ ッ ク ス：045-472-9136
管 理 者：施設長 土基 百合子
介護保険事業所番号：1450280057・1450280065
(従来型) (ユニット型)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医師・看護師による医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の短期入所療養介護サービスを提供することで、利用者様の療養生活上での質の向上及び利用者様のご家族様の身体及び精神的負担を軽減することを目的に、支援させていただく施設です。
当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

<< 介護老人保健施設 牧野ケアセンター の運営方針 >>

家庭的な雰囲気の中で、利用者様の状態に合わせた医師による健康チェックやあたたかな看護・介護、機能回復訓練によるリハビリ、健康維持のためのレクリエーションなどを行い、住み慣れたご家庭で療養ができるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションを提供させていただくことを運営方針とさせていただいております。

(3) 職員体制

別紙(1) 参照

(4) 職員勤務時間

早番勤務	7:00	～	15:30
日勤勤務	8:30	～	17:00
遅番勤務	11:00	～	19:30
	11:30	～	20:00
	13:30	～	22:00
夜勤勤務	16:30	～	翌9:00

(5) 入所者定員数

定 員 (従来型) 126名 (一般棟: 76名 認知症専門棟: 50名)

療養室 4人部屋 25室 (一般棟: 16室 認知症専門棟: 9室)

2人部屋 6室 (一般棟のみ)

個 室 14室 (認知症専門棟 14室)

定 員 (ユニット型) 24名 (一般棟 24名)

療養室 個 室 24室 (一般棟 24室)

II サービス内容

- (1) 短期入所療養介護計画の立案
 - (2) 食事（医師の指示において特別食の提供）
 - (3) 入浴（一般浴・特浴）
 - (4) 医学的管理・看護・介護
 - (5) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
 - (6) 相談援助サービス
 - (7) 理美容サービス
 - (8) 行政申請代行
 - (9) その他

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので、何か不明な点などありましたら、支援相談員まで具体的にご相談ください。

III 利用料金

- (1) 基本利用料金
施設利用料金は、要介護認定による要介護度によって異なります。料金表（別紙2）をご参照ください。

- (2) 食費 ￥2,100/日

- (朝食580円・昼食680円・夕食680円・おやつ代160円)

- ### (3) 居住費（滯在費）

- 多床室（2人室・4人室） ¥650／日（光熱水費）

- ## ユニット型個室・準個室（個室A・個室B）

- ¥2,590／日（光熱水費・施設利用代）

- (4) その他
利用者様が選定する個室料金・理美容代・アメニティセット代・日用品費・教養娯楽費などは、料金表（別紙2）をご参照ください。なお、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

ましたら、支援相

- ## 施設サービスについて

「被保険者登録申請書」(5ヶ年被保険登録申請書)を提出する。

- ### ご利用にあ

当施設でのサービスは、利用者様がご家庭での生活を継続させるために立案され、「日常生活上、介護の範囲内に在る」を基準とし、当施設より、定期的に利用される予定とされています。

れた、「店毛介護サービス計画」に基づき、当施設を一定期間ご利用いただきます。このサービスを提供するにあたっては、利用者様に関する各スタッフにより短期入所療養介護計画が作成されますが、その内容については、利用者様・ご家族様（身元引受人）の希望を充分に取り入れ、同意をいただいてまいります。

- ### (3) 医療サービス

短期入所療養介護は、入院・通院が必要ない程度の要支援者または要介護者を対象としていますが、施設内の医師・看護師により、利用者様の状態に合わせた適切な医療・看護を行います。

- #### (4) 介護サービス

短期入所療養介護計画に基づいて実施します。

- ## (5) 機能訓練

医師の指示の下に機能訓練を行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリ効果を期待したものです。機能訓練室以外での生活訓練も、機能訓練として位置付けが成されております。

- ## (6) 生活サービス

当施設入所中も、明るく家庭的な雰囲気の下で生活していただけるよう、常に利

用者様の立場を意識したサービスを提供致します。

- (7) 食事時間（原則として、食堂にてお召し上がりいただきます）
- | | |
|-----|---------------------------------|
| 朝 食 | 7：30より |
| 昼 食 | 12：00より |
| おやつ | 15：00より（入浴日は多少提供時間が遅れることがございます） |
| 夕 食 | 18：00より |
- (8) 入浴時間
週2回。但し、利用者様の健康状態に応じて清拭となる場合がございます。
- (9) 理美容サービス
火曜日と金曜日（入所フロアによります）理美容サービスの提供を行います。
サービス日が決まり次第、各フロアに提示いたしますので、フロアスタッフまでお申し込みください。定員になり次第締め切ります。
理美容サービス料金 ¥2,000～（月末清算となります）
- (10) 面会について
ご面会時間は、10：00～18：00となっております。ご来所の際は、1階受付にて面会簿へのご記名をお願い致します。また、感染症等予防のため、体調不良の際はご面会をお控えくださいようご協力よろしくお願い致します。

V 他機関との連携

- (1) 協力医療機関
- | | | |
|--------------|-----------------|--------------|
| 済生会神奈川県病院 | 横浜市神奈川区富家町 6-6 | 045-432-1111 |
| 牧野記念病院 | 横浜市緑区鴨居 2-21-11 | 045-933-4111 |
| わかばデンタルクリニック | 藤沢市長後 747-26 | 0466-90-4198 |
- (2) 協力医療機関への受診
当施設では、医療機関や歯科医に協力をいただいておりますので、利用者様の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしております。歯科医については、毎週金曜日に往診をお願いしております。
また、当施設での対応が困難な状態になった場合、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介致します。

VI 緊急時の連絡先

- (1) 緊急の場合
緊急の場合は、利用契約書・第13条に基づき、記入されている方へ当施設よりご連絡をさせていただきます。
- (2) 事故発生の場合
利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

VII 日常生活の規律

- (1) 施設の職員などの指示による日課を実施し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めましょう。
- (2) 利用者様は、外出を希望する場合は、その都度事前にサービスステーションに届けましょう。原則として、付き添い人無しでの外出はできません。
- (3) 貴重品は、必要以上に持ち込まないようにしましょう。持ち込む場合、その保管は事務室へ依頼してください。
- (4) 携帯電話のご使用は、指定された場所でお願い致します。電話機の管理は個人でお願い致します。紛失等に関しては責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (5) 利用者様、並びにご家族様（身元引受人含む）は、施設内の清潔・整頓・環境衛生保持のため、施設にご協力をお願い致します。

- (6) 利用者様は、身上に関する重要事項が発生した場合は、速やかに施設長及び支援相談員に届けましょう。

VIII 施設内での禁止事項

利用者様は、次の事項を慎みましょう。

- (1) 喧嘩・口論・泥酔など他の利用者様に迷惑をかけること。
- (2) 施設利用中の喫煙。
- (3) 火気の使用及び自炊すること。
- (4) 安全衛生を害すること。
- (5) 特定の政治活動や布教活動をすること。
- (6) 金銭または物品によって、賭け事をすること。
- (7) 無断で備品の位置を変えたり、形状を変えたりすること。
- (8) お酒等のアルコール類の持ち込み及び飲酒。

IX その他

- (1) ご入所後に、ご本人様や他の入所者様のご病状や、施設側の設備面の事情等でお部屋の移動をお願いする場合がございます。また、それが緊急性を要する場合には、ご家族様に連絡がつかない場合でも事後報告として実施させていただく場合がございます。予めご了承ください。
- (2) 日用品には必ず名前を明記して下さい。紛失などの際は責任を負いかねます。
- (3) 当施設は併設サービスとして、介護老人保健施設サービス・通所リハビリテーション（介護予防サービス含む）を実施しております。
- (4) サービス向上の為、施設職員は施設内や外部での研修に参加しております。

X 相談窓口

当施設には、利用者様が快適に生活を送れるよう「相談窓口」として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、施設内で速やかに対応し、改善またはご報告致します。
その他、正面玄関に設置されております「ご意見箱」をご利用ください。

電 話 : 045-472-9111

F A X : 045-472-9136

支援相談員 : 湯浅 利香・尾形 由香

対応時間 : 8:30 ~ 17:00

(前もってご連絡いただければ左記時間以外でも対応致します)

★上記の相談窓口以外にも、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会にも苦情などを伝えることができます。

はまふくコール

045-263-8084

神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情窓口

045-329-3447

上記内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

年 月 日

説明者

印

同意者

印

介護老人保健施設 牧野ケアセンター

重要事項説明書

【(介護予防) 通所リハビリテーションサービス】

I 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名：介護老人保健施設 牧野ケアセンター
開 設 年 月 日：2005年 3月 1日
(2022年4月1日法人変更、事業継承)
所 在 地：神奈川県横浜市神奈川区菅田町1481-1
電 話 番 号：045-472-9111
フ ァ ッ ク ス：045-472-9136
管 理 者：施設長 土基百合子
介護保険事業所番号：1450280057

(2) 通所リハビリテーションの目的と運営方針

通所リハビリテーションについては、要支援者及び要介護者の自宅などの生活を継続させるために立案された、居宅介護サービスに基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・准看護師・介護福祉士・介護職員などが利用者様の心身の機能維持や回復を図るためにサービスを提供させていただきます。

さらに、短期入所療養介護といった居宅介護サービスを提供し、利用者様の療養生活のお手伝いをさせていただきます。この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

<< 介護老人保健施設 牧野ケアセンター の運営方針 >>

利用者ご本人様の状態に合わせ、家庭的な雰囲気の中で、医師による健康チェックやあたたかな看護・介護、機能回復訓練によるリハビリ、健康維持のためのレクリエーションなどを行い、住み慣れたご家庭で療養ができるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションを提供させていただくことを運営方針とさせていただいております。

(3) 職員体制

別紙(1)にて参照

(4) 職員勤務時間

勤務時間 8:30 ~ 17:00

(5) 通所リハビリテーション定員

定 員 50名

II サービス内容

- (1) 通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 食事（医師の指示において特別食の提供）
- (3) 入浴（一般浴・特浴）
- (4) 医学的管理・看護・介護

- (5) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- (6) 相談援助サービス
- (7) 行政申請代行
- (8) その他

※これらのサービスの中には、利用者様から、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、何か不明な点などありましたら、支援相談員まで具体的にご相談ください。

III 利用料金

- (1) 基本利用料金

施設利用料金は、要介護認定による要介護度によって異なります。料金表（別紙2）をご参照ください。なお、不明な点がございましたら、支援相談員までお尋ねください。

- (2) 食費 昼食¥650 おやつ¥100

※ 上記負担額は、世帯所得の状況等により軽減措置あり

- (3) その他

利用者様が選定するアメニティセット代・日用品費・教養娯楽費・おむつ代などは、料金表（別紙2）をご参照ください。なお、不明な点がございましたら、支援相談員または通所リハビリスタッフまでお尋ねください。

IV 施設サービスについて

- (1) 介護保険証の確認

ご利用にあたり、ご利用希望者様の「介護保険証」を確認させていただきます。

- (2) ケアサービス

当施設でのサービスは、利用者様がご家庭での生活を継続させるために立案された「居宅介護サービス」計画に基づき、当施設をご利用いただきますが、このサービスを提供するにあたっては、利用者様に関する職種のスタッフによって、通所リハビリテーション計画書が作成されます。その際、利用者様・ご家族様（身元引受人）の希望を充分に取り入れるよう努めます。また、計画書に同意いただくようになります。

- (3) 医療サービス

緊急時における対応として、医師・看護師等の医療スタッフが勤務しておりますので、安心してご利用ください。

- (4) 介護サービス

通所リハビリテーション計画に基づいて実施します。

- (5) 機能訓練

医師の指示の下に機能訓練を行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリ効果を期待したもので。機能訓練室以外での生活訓練も、機能訓練として位置付けが成されております。

- (6) 生活サービス

通所リハビリテーションご利用中でも、家庭的な雰囲気の下で利用していただけるよう、常に利用者様の立場にたってサービスを提供させていただきます。

- (7) 食事時間（通所食堂にてお召し上がりいただきます）

昼 食 12:00より
おやつ 15:00より

(8) 入浴時間

居宅介護サービス計画に基づき、対応させていただきます。
入浴時間は10:30以降、職員の誘導にてご入浴ください。

V 他機関との連携

(1) 協力医療機関

済生会神奈川県病院	横浜市神奈川区富家町 6-6	045-432-1111
牧野記念病院	横浜市緑区鴨居 2-21-11	045-933-4111
わかばデンタルクリニック	藤沢市長後 747-26	0466-90-4198

(2) 協力医療機関への受診

当施設では、医療機関や歯科医に協力をいただいておりますので、利用者様の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしております。

VI 緊急時の連絡先

(1) 緊急の場合

緊急の場合は、利用契約書・第13条に基づき、記入されている方へ当施設よりご連絡をさせていただきます。

(2) 事故発生の場合

当施設では、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者様のご家族様などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

VII 日常生活の規律

利用者様は、次の事項を守りましょう。

- (1) 施設の職員などの指示による日課を実施し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めましょう。
- (2) 利用者様、並びにご家族様（身元引受人含む）は、施設内の清潔・整頓・環境衛生保持のため、施設にご協力お願いします。
- (3) 利用者様は、身上に関する重要事項が発生した場合は、速やかに施設長及び支援相談員に届けましょう。

VIII 施設内での禁止事項

利用者様は、次の事項を慎みましょう。

- (1) 喧嘩・口論・泥酔など他の利用者様に迷惑をかけること。
- (2) 指定場所以外での喫煙。
- (3) 火気の使用及び自炊すること。
- (4) 安全衛生を害すること。
- (5) 特定の政治活動や布教活動をすること。
- (6) 金銭または物品によって、賭け事をすること。
- (7) 無断で備品の位置を変えたり、形状を変えたりすること。
- (8) お酒等のアルコール類の持ち込み及び飲酒。

IX その他

当施設には、利用者様が快適に生活を送れるよう「相談窓口」として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、施設内で速やかに対応し、改善またはご報告致します。その他、正面玄関に設置されております「ご意見箱」をご利用ください。

電 話 : 045-472-9111

F A X : 045-472-9136

支援相談員 : 湯浅 利香・尾形 由香

対応時間 : 8:30 ~ 17:00

(前もってご連絡いただければ左記時間以外でも対応致します)

★上記の相談窓口以外にも、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会にも苦情などを伝えることができます。

はまふくコール

045-263-8084

神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情窓口

045-329-3447

上記内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

年 月 日

説明者 印

同意者 印

介護老人保健施設 牧野ケアセンター

重要事項説明書

【訪問リハビリテーションサービス】

I 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名：介護老人保健施設 牧野ケアセンター
開 設 年 月 日：2005年 3月 1日
(2022年4月1日法人変更、事業継承)
所 在 地：神奈川県横浜市神奈川区菅田町1481-1
電 話 番 号：045-472-9111
フ ァ ッ ク ス：045-472-9136
管 理 者：施設長 土基 百合子
介護保険事業所番号：1450280057

(2) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

訪問リハビリテーションについては、要支援者及び要介護者の自宅などの生活を継続させるために立案された、居宅介護サービスに基づき、理学療法士・作業療法士などが利用者様の心身の機能維持や回復を図るためにサービスを提供させていただきます。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

<< 介護老人保健施設 牧野ケアセンター の運営方針 >>

利用者ご本人様の状態に合わせ、家庭的な雰囲気の中で、医師による健康チェックやあたたかな看護・介護、機能回復訓練によるリハビリ、健康維持のためのレクリエーションなどを行い、住み慣れたご家庭で療養ができるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションを提供させていただくことを運営方針とさせていただいております。

(3) 職員体制

医師 1名（介護老人保健施設と兼任）
理学療法士 3名（介護老人保健施設と兼任）
作業療法士 1名（介護老人保健施設と兼任）

(4) 職員勤務時間

勤務時間 8：30～17：00

II サービス内容

- (1) 体調の確認
- (2) 訪問リハビリテーション
- (3) 介護のアドバイス
- (4) 福祉用具選定のアドバイス

※これらのサービスの中には、利用者様から、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、何か不明な点などありましたら、支援相談員までご相談ください。

III 利用料金

別紙料金表をご参照ください。

施設利用料金は、要介護認定による要介護度によって異なります。料金表（別紙2）をご参照ください。なお、不明な点がございましたら、支援相談員までお尋ねください。

IV 施設サービスについて

(1) 介護保険証の確認

ご利用にあたり、ご利用希望者様の「介護保険証」を確認させていただきます。

(2) ケアサービス

当施設でのサービスは、利用者様がご家庭での生活を継続させるために立案された「居宅介護サービス」計画に基づき、当施設をご利用いただきますが、このサービスを提供するにあたっては、利用者様に関する職種のスタッフによって、訪問リハビリテーション計画書が作成されます。その際、利用者様・ご家族様（身元引受人）の希望を充分に取り入れるよう努めます。また、計画書に同意いただくようになります。

(3) 機能訓練

医師の指示の下に機能訓練を行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリ効果を期待したものです。機能訓練室以外での生活訓練も、機能訓練として位置付けが成されております。

V 他機関との連携

(1) 協力医療機関

済生会神奈川県病院	横浜市神奈川区富家町 6-6	045-432-1111
牧野記念病院	横浜市緑区鴨居 2-21-11	045-933-4111

(2) 協力医療機関への受診

当施設では、医療機関に協力をいただいておりますので、利用者様の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしております。

VI 緊急時の連絡先

(1) 緊急の場合

緊急の場合は、利用契約書・第13条に基づき、記入されている方へ当施設よりご連絡をさせていただきます。

(2) 事故発生の場合

当施設では、利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者様のご家族様などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

VII 日常生活の規律

利用者様は、次の事項を守りましょう。

- (1) 施設の職員などの指示による日課を実施し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めましょう。
- (2) 利用者様は、身上に関する重要事項が発生した場合は、速やかに施設長及び支援相談員に届けましょう。

VIII その他

当施設には、利用者様が快適に生活を送れるよう「相談窓口」として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、施設内で速やかに対応し、改善またはご報告いたします。その他、正面玄関に設置されております「ご意見箱」をご利用ください。

電 話 : 045-472-9111
相談室直通 : 045-534-9099
F A X : 045-472-9136
支援相談員 : 湯浅 利香・尾形 由香
リハビリ科 : 矢野 祥子・田中 優・本間 希
対応時間 : 8:30 ~ 17:00

(前もってご連絡いただければ上記時間以外でも対応致します)

★上記の相談窓口以外にも、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会にも苦情などを伝えることができます。

はまふくコール

045-263-8084

神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情窓口

045-329-3447

上記内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

年 月 日

説明者 _____ 印 _____

同意者 _____ 印 _____